

考 正義

臨時軍法會議附託決定書

目下予ビナン刑務所ニ拘禁中ノ憲兵隊員ノ

一 東京縣生(一九〇八年八月四日生)當年三十九歳 日本陸軍大尉 初日都重

一 鹿兒島縣生(一九〇二年五月十日生)當年四十六歳 日本陸軍中尉 川田京全之助

一 福島縣生(一九〇六年三月十九日生)當年四十一歳 日本陸軍中尉 今野勝彌

一 四能本縣生(一九〇三年六月十九日生)當年四十四歳 日本陸軍中尉 野口式

一 玉岡山縣生(一九〇八年三月五日生)當年四十九歳 日本陸軍准尉 小本虎夫

一 六福島縣生(一九〇六年十月十日生)當年五十一歳 日本陸軍曹長 半澤勇

一 七三川縣生(一九〇二年八月二十五日生)當年五十五歳 日本陸軍曹長 河端正次

一 八佐賀縣生(一九〇四年九月十日生)當年五十三歳 日本陸軍曹長 十 A

一 九東京都生(一九〇六年一月二十日生)當年五十三歳 日本陸軍軍曹 十 B

一 十愛媛縣生(一九〇八年七月四日生)當年五十九歳 日本陸軍軍曹 石川春雄

一 十一熊本縣生(一九〇九年一月十日生)當年五十八歳 日本陸軍軍曹 橋本一義

一 十二千葉縣生(一九〇八年十月六日生)當年五十九歳 日本陸軍軍曹 小高寛

一 十三徳島縣生(一九〇七年八月六日生)當年五十三歳 日本陸軍軍曹 南良治

一 十四栃木縣生(一九〇六年十月十五日生)當年五十二歳 日本陸軍軍曹 小野軍治郎

一 十五東京都生(一九〇二年十月十一日生)當年五十六歳 日本陸軍軍曹 佐々木敏夫

一 十六福島縣生(一九〇七年四月一日生)當年五十七歳 日本陸軍軍曹 依藤和美

一 十七岐阜縣生(一九〇九年八月十七日生)當年五十八歳 日本陸軍團長 梅本行雄

一 十八宮崎縣生(一九〇七年三月十日生)當年五十七歳 日本陸軍曹長 太田秀雄

一 十九...

一 二十...

一 二十一...

一 二十二...

一 二十三...

一 二十四...

一 二十五...

一 二十六...

一 二十七...

一 二十八...

一 二十九...

一 三十...

死 20 10 20 20 20 5 死 20 死 20 死

よ せ 意 注 記 課 防

新 湯 燒 跡

拘 拷 問

死 せ 意 懐 木 枝 註 正 に

和 田 彌 吉 彦

よ

折原隊員トシテ前記期間内、被告等ノ職務遂行中戦時公法及同慣習
 法違反及シ戦犯行為ヲナシ又ハナサシメタリ
 即チ職務上校擧セル者、男女ヲ向ハズ等ニ對シ諷向ニ際シ非人的ナル組織
 的暴虐及恫向ヲ實施シタリ、就中被告等ヲ、
 平手拳鞭竹杖特ニ殴打用ニ作ラレル竹刀藤ガテビリ支棒、ゴム棒野球用
 ハット等ヲ用ヒ屢々長時間出血ニ至ル迄殴打セリ、

重キ靴ニテ彼等ノ身体ヲ折曲ハズ劇シク蹴リタリ。柔道ノ手ヲ用ヒ彼等ヲ地
 上ニ段付セリ、火セル煙草ニテ彼等ノ身体ヲ燒キタリ、彼等ヲ「バビロ」
 中ニ立タシメ津騰セル湯ヲ「中」ニ注ギ込ミタリ、水責メラ適用セリ、即チ
 夕量、水ヲ管ヲ用ヒ彼等ノ口ニ注ガセリ、等ノ頭部ヲ水中ニ突込ミタリ。
 又彼等ヲ板或ハ梯子ニ「タリドク」(魚住産アレシ樹皮ヨリ作レル硬キ綱)ニテ縛リ
 付ケ彼等ノ口及鼻ヲ布テ蓋ヒソソ上カラ水ヲ注ガセタリ。

彼等ヲ地上ニ敷時間膝マジカシメタリ。彼等ノ手ヲ前或ハ後ニシ身体ヲ折リ
 曲ベシメル如ク縛リタリ、足首ヲ縛リ彼等ヲ逆ヤミ吊シタリ。又後手ニ縛リ吊
 シタリ。波形ノ洗濯板或ハ銳利ナル角杖ヲ丈々彼等ノ膝及足首ノ下ニ
 置キソノ上ニ膝マジカシメタリ。彼等ノ手首及足首ヲ地上約一米ノ高さ後
 等ノ身体ヲ水平ニ保テ吊シタリ。然レテ彼等ノ身体ノ下新聞紙ヲ然ヤシタリ。
 彼等ノ腕脚ノ大部分ヲ火セル「ローソク」ノ蠟ヲ垂ラシ燒キタリ。

又彼等ヲ故意ニ飢エシメタリ。彼等ヲ数日間拘禁室又ハ小室ニ満員ノ状態
 ニテ押込メタメニ彼等ハ身体ヲ伸バヌコトヲ能ハザリキ、
 カル組織的暴虐恫向及不当ナル取扱ヒヲタメ前記多数ノ被拘禁者
 ヲ死ニ至ラシメ少ク共彼等ニ劇シキ身心ノ苦痛ヲ與ヘタリ。

第一被告ハ
 一九四三年頃即チ戦時中敵國日本ノ臣民トシテ「ジョン」ハ此ニ據テ姓名ハ不詳
 ナルモ他者等ト共同シ戦時公法及同慣習法ニ違反シ戦犯行為ヲナシタリ、即チ
 「シヤンポール」ルバシト時ハル下宿屋ニ「住居」シテ初蘭國籍ノ婦人等ニ賣淫ヲ強
 制スルタメ日本人ニヨリ一般ニ慰安所トシテ知ラレテナル「ジョン」ハ此内ノ「住居」
 場所ニ由込メ居住セシメ同慰安所ヲ訪由スルスベテ日本人ノ毒牙ノ餌食
 ニナリシメタメニ彼等ニ劇シキ身心ノ苦痛ヲ蒙ラシメタリ。

陸 軍

野口 4.3
強姦

A 75 防

強姦 謀

小高 強姦 終戦に 処刑 注

よ せ 意

○第四被告ハ
ポンドラオンニ於テ一九四三年五月午後十一時頃即チ戦時中敵國日本ノ臣民トシテ
戦時公法及同慣習法ニ違反シ「イエセリセルテモルサ」ナル婦人ヲ「松崎」ナル日産
ト強制的性的關係ヲ結ビ「暴カテ淫テ脅坦」
セニ劇シキ身心ノ苦痛ヲ與ヘタリ。

○第八被告ハ
一九四三年又ハ三月及四月即チ戦時中敵國日本ノ臣民トシテ「ポンドラオン」及「バニ
ワング」ニ於テ戦時公法及同慣習法ニ違反シ戦犯行者ヲナシタリ、即チ
「アハ」フアン「デムク」及「ヨビ」ズラ「フタル」兩名、婦人等對シ結僖ヲ至スニ性的
關係ヲ行フメ暴カテ用ヒ強セリ。タメニ上記兩名ハ劇シキ身心ノ苦痛ヲ蒙リ
○第十及第十七被告ハ

共同シ一九四五年八月十四日頃即チ戦時中敵國日本ノ臣民トシテ「バニワング」
近辺「カ」ラ「グ」ラ「タリ」(「ク」ラ「カ」ニ於テ)戦時公法及同慣習法ニ違反シ「アセ」ワ「コ」
及「フ」アン「デル」フ「ース」ト「ナル」兩名ノ者ヲ何等合法的ナル「命」令ヲ
受ルコトナクシテ殺害セリ。

如斯事實ハ一九四六年官報第四五号戦犯処罰條令第四條及次條
ニ該處罰條令ニ於テ「バタビヤ」以テ「ウ」オ「ラ」ロ「プレ」ン「オ」ースト「所」在「方」向等
法院構置シ「バタビヤ」臨時軍法會議「前」記被告等ヲ本件審
判ノタメ附託ス。

審判日、一九四八年五月三日 曜日 午前八時三十分
バタビヤ、一九四八年 (月) 二十一日
軍法會議檢察官
(法學士、スエ、ディプロマース)

陸 軍

23

○大尉

中尉

○中尉

無罪中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

○中尉

和田都重 昭和十七年九月より同十八年八月迄

川田原金之助 昭和十八年五月より昭和十九年三月迄

今路勝彌 昭和十九年四月より昭和二十年八月迄

野口 武 昭和十七年十月より昭和十八年十一月迄

山本虎夫 昭和十八年三月より同十八年八月迄

半沢 勇 昭和十八年八月より同二十年三月迄

河端正次 昭和十八年九月より同二十年八月迄

B

石川春雄 昭和十八年九月より同十八年二月迄

橋本一義 昭和十八年二月より同十八年八月迄

小高 寛 昭和十八年四月より同十八年八月迄

南 良 治 昭和十八年四月より同十八年八月迄

小野軍造 昭和十八年三月より同十九年十月迄

佐々木敏夫 昭和十七年九月より同二十年八月迄

佐々木和夫 昭和十七年十月より同十八年五月迄

梅本行雄 昭和十八年五月より同二十年八月迄

大田元久 昭和十八年五月より同二十年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

昭和十八年四月より同十八年八月迄

法務省

パンフレット分遣隊
バニエワシキ分遣隊
シロハシキ分遣隊
ハニエワシキ分遣隊
パンフレット分遣隊
バニエワシキ分遣隊
シロハシキ分遣隊
ハニエワシキ分遣隊
パンフレット分遣隊
バニエワシキ分遣隊
シロハシキ分遣隊
ハニエワシキ分遣隊

隊長 和田原金之助
副隊長 今路勝彌

パンフレット分遣隊
バニエワシキ分遣隊

パンフレット分遣隊
バニエワシキ分遣隊